

中間市、遠賀郡 分別収集計画

(第10期)

中間市

水巻町

芦屋町

岡垣町

遠賀町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

令和4年7月

〈 分 別 収 集 計 画 目 次 〉

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込の算定方法	12
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	12
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	12
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	13

中間市、遠賀郡 分別収集計画

令和4年7月4日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し循環型社会を形成していく必要がある。そのためには住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を認識し、実行していくことが重要である。

遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）並びに組合を構成する1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）（以下「関係市町」という。）のごみ処理については、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを遠賀・中間リレーセンターで中間処理を行い、ビン・カン、ペットボトル、紙パック、プラスチック製容器包装等の資源ごみは、中間・遠賀リサイクルプラザで中間処理及び保管を行っており、両施設からの不燃残渣は、最終処分場に埋め立て処理を行っている。

また、平成19年度からは、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画に基づき、北九州市に可燃ごみの処理委託を行っていることから、組合と関係市町では、北九州市と一体となって、廃棄物の減量や資源循環型社会の構築に向けた取り組みを実施している。本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の中で多くの割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

なお、関係市町の廃棄物処理に当たっての収集運搬及び処分に関しては、組合で共同処理を行っているため、本計画についても共同で策定するものである。

2. 基本的方向

組合及び関係市町は、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会作り、住民・事業者・行政が一体となった排出抑制、資源化、再生品の積極的な利用等の促進について相互に協力する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

管内から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりである。

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
中間市	2,372	2,348	2,324	2,301	2,278
水巻町	1,761	1,743	1,726	1,708	1,691
芦屋町	753	745	738	730	723
岡垣町	1,762	1,745	1,727	1,710	1,692
遠賀町	1,195	1,183	1,171	1,159	1,147
組合合計	7,843	7,764	7,686	7,608	7,531

分別基準適合物等ごとの内訳

(単位：t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	246	244	241	239	236
アルミ製容器	457	453	448	444	439
無色のガラス製容器	598	592	586	580	574
茶色のガラス製容器	457	453	448	444	439
その他の色のガラス製容器	70	70	69	68	68
飲料用紙製容器	176	174	172	171	169
段ボール	1,266	1,253	1,241	1,228	1,216
その他の紙製容器包装	879	870	862	853	844
ペットボトル	739	731	724	716	709
白色トレイ	106	104	103	102	101
その他のプラスチック製容器包装(トレイを含まない)	2,849	2,820	2,792	2,763	2,736
容器包装全体	7,843	7,764	7,686	7,608	7,531

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育・啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ減量、リサイクル推進のため、遠賀・中間リレーセンターや中間・遠賀リサイクルプラザの見学などあらゆる機会を通じ、住民、事業者に対し、ごみ排出量や処理経費の実態を示すなど、廃棄物処理の認識を深めてもらう。

② 容器包装リサイクル法についての周知

容器包装リサイクル法の趣旨と排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、

ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。(広報誌、チラシ、ホームページ等による)

(2) 排出抑制と資源化の実施

① 計画収集による回収

現行の有料指定袋制度によるビン・カン、プラスチック製容器包装の回収と拠点回収方式によるペットボトル、紙パック、食品トレイの回収を今後も継続して行う。

② 資源集団回収等の推進

各市町において実施している資源集団回収を継続して行う。

以下に、住民、事業者、行政それぞれの役割を示す。

《 住民の役割 》

- ア ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入
 - ・使い捨て商品の使用の自粛
 - ・再生品の利用拡大
 - ・リサイクル素材使用商品などの利用
- イ 簡易包装に対する協力
 - ・マイバッグを持参しレジ袋の削減に協力
 - ・簡素な包装の商品の選択
 - ・紙パックなどの販売店回収への協力

《 事業者の役割 》

- ア 流通・販売段階での簡易包装の推進
- イ リサイクル型商品や再生品の普及
- ウ 販売した商品の容器回収の促進
 - ・空きびんポストなどの回収容器等の設置
- エ 事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進
- オ レジ袋削減の取組

《 行政の役割 》

- ア 住民、事業者に対する減量化・資源化の啓発
 - ・ごみの分別排出の指導
- イ 環境教育の推進
 - ・学習会、施設見学会等
- ウ 減量化、資源化の環境づくり
 - ・公共施設等を回収拠点などに活用
 - ・リサイクル情報や回収機器の提供
 - ・処理施設整備
- エ 資源ごみ集団回収の促進
 - ・集団回収登録団体の拡大
 - ・集団回収助成金制度や優良団体の表彰
- オ レジ袋削減のため、マイバッグ持参の呼びかけ

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

収集運搬体制、施設処理体制の効率性や経済性を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	
	定期収集等	集団回収
スチール缶	ビン・カン（指定袋）	○
アルミ缶		○
無色のガラスびん		—
茶色のガラスびん		○
その他のガラスびん		○
紙パック	紙パック（拠点回収）	○
段ボール	なし	○
その他の紙製容器包装		○
ペットボトル	ペットボトル（拠点回収）	—
食品トレイ	食品トレイ（拠点回収）	—
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（指定袋）	—

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

〔組合全体〕

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	141		137		133		128		124	
アルミ缶	169		172		174		175		177	
無色ガラスびん	(合計) 94		(合計) 92		(合計) 90		(合計) 89		(合計) 87	
	(引渡) 90	(独自処理) 4	(引渡) 88	(独自処理) 4	(引渡) 86	(独自処理) 4	(引渡) 85	(独自処理) 4	(引渡) 83	(独自処理) 4
茶色ガラスびん	(合計) 149		(合計) 146		(合計) 143		(合計) 137		(合計) 134	
	(引渡) 131	(独自処理) 18	(引渡) 128	(独自処理) 18	(引渡) 125	(独自処理) 18	(引渡) 119	(独自処理) 18	(引渡) 117	(独自処理) 17
その他ガラスびん	(合計) 52		(合計) 53		(合計) 53		(合計) 56		(合計) 57	
	(引渡) 48	(独自処理) 4	(引渡) 49	(独自処理) 4	(引渡) 49	(独自処理) 4	(引渡) 52	(独自処理) 4	(引渡) 53	(独自処理) 4
紙パック	(合計) 27		(合計) 28		(合計) 29		(合計) 29		(合計) 30	
	(引渡) 0	(独自処理) 27	(引渡) 0	(独自処理) 28	(引渡) 0	(独自処理) 29	(引渡) 0	(独自処理) 29	(引渡) 0	(独自処理) 30
段ボール	0		0		0		0		0	
その他紙製容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 297		(合計) 305		(合計) 313		(合計) 321		(合計) 330	
	(引渡) 297	(独自処理) 0	(引渡) 305	(独自処理) 0	(引渡) 313	(独自処理) 0	(引渡) 321	(独自処理) 0	(引渡) 330	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 607		(合計) 606		(合計) 605		(合計) 604		(合計) 604	
	(引渡) 607	(独自処理) 0	(引渡) 606	(独自処理) 0	(引渡) 605	(独自処理) 0	(引渡) 604	(独自処理) 0	(引渡) 604	(独自処理) 0
	(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

〔中間市〕

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	41		39		37		35		33	
アルミ缶	51		51		51		51		51	
無色ガラスびん	(合計) 28		(合計) 27		(合計) 26		(合計) 25		(合計) 25	
	(引渡) 27	(独自処理) 1	(引渡) 26	(独自処理) 1	(引渡) 25	(独自処理) 1	(引渡) 24	(独自処理) 1	(引渡) 24	(独自処理) 1
茶色ガラスびん	(合計) 44		(合計) 42		(合計) 40		(合計) 38		(合計) 36	
	(引渡) 39	(独自処理) 5	(引渡) 37	(独自処理) 5	(引渡) 35	(独自処理) 5	(引渡) 33	(独自処理) 5	(引渡) 32	(独自処理) 4
その他ガラスびん	(合計) 15		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 16	
	(引渡) 14	(独自処理) 1	(引渡) 15	(独自処理) 1	(引渡) 15	(独自処理) 1	(引渡) 15	(独自処理) 1	(引渡) 15	(独自処理) 1
紙パック	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 5	
	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 5
段ボール	0		0		0		0		0	
その他紙製容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 80		(合計) 80		(合計) 81		(合計) 81		(合計) 82	
	(引渡) 80	(独自処理) 0	(引渡) 80	(独自処理) 0	(引渡) 81	(独自処理) 0	(引渡) 81	(独自処理) 0	(引渡) 82	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 178		(合計) 177		(合計) 176		(合計) 175		(合計) 174	
	(引渡) 178	(独自処理) 0	(引渡) 177	(独自処理) 0	(引渡) 176	(独自処理) 0	(引渡) 175	(独自処理) 0	(引渡) 174	(独自処理) 0
	(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0
(引渡) 0		(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

〔水巻町〕

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	32		31		31		30		30	
アルミ缶	38		39		40		41		42	
無色ガラスびん	(合計) 21		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 20	
	(引渡) 20	(独自処理) 1	(引渡) 19	(独自処理) 1	(引渡) 19	(独自処理) 1	(引渡) 19	(独自処理) 1	(引渡) 19	(独自処理) 1
茶色ガラスびん	(合計) 33		(合計) 32		(合計) 32		(合計) 31		(合計) 31	
	(引渡) 29	(独自処理) 4	(引渡) 28	(独自処理) 4	(引渡) 28	(独自処理) 4	(引渡) 27	(独自処理) 4	(引渡) 27	(独自処理) 4
その他ガラスびん	(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12		(合計) 13		(合計) 13	
	(引渡) 11	(独自処理) 1	(引渡) 11	(独自処理) 1	(引渡) 11	(独自処理) 1	(引渡) 12	(独自処理) 1	(引渡) 12	(独自処理) 1
紙パック	(合計) 8		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 10	
	(引渡) 0	(独自処理) 8	(引渡) 0	(独自処理) 9	(引渡) 0	(独自処理) 9	(引渡) 0	(独自処理) 9	(引渡) 0	(独自処理) 10
段ボール	0		0		0		0		0	
その他紙製容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 86		(合計) 89		(合計) 91		(合計) 94		(合計) 97	
	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 89	(独自処理) 0	(引渡) 91	(独自処理) 0	(引渡) 94	(独自処理) 0	(引渡) 97	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 139		(合計) 139		(合計) 138		(合計) 138		(合計) 138	
	(引渡) 139	(独自処理) 0	(引渡) 139	(独自処理) 0	(引渡) 138	(独自処理) 0	(引渡) 138	(独自処理) 0	(引渡) 138	(独自処理) 0
	(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

〔芦屋町〕

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	14		14		14		13		13	
アルミ缶	17		18		18		18		18	
無色ガラスびん	(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 9	
	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 9	(独自処理) 0
茶色ガラスびん	(合計) 15		(合計) 15		(合計) 15		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡) 13	(独自処理) 2	(引渡) 13	(独自処理) 2	(引渡) 13	(独自処理) 2	(引渡) 12	(独自処理) 2	(引渡) 12	(独自処理) 2
その他ガラスびん	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 6	
	(引渡) 5	(独自処理) 0	(引渡) 5	(独自処理) 0	(引渡) 5	(独自処理) 0	(引渡) 5	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0
紙パック	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2
段ボール	0		0		0		0		0	
その他紙製容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 24		(合計) 25		(合計) 26		(合計) 27		(合計) 27	
	(引渡) 24	(独自処理) 0	(引渡) 25	(独自処理) 0	(引渡) 26	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 60		(合計) 61		(合計) 62		(合計) 62		(合計) 63	
	(引渡) 60	(独自処理) 0	(引渡) 61	(独自処理) 0	(引渡) 62	(独自処理) 0	(引渡) 62	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0
	(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0
(引渡) 0		(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

〔岡垣町〕

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	33		32		31		30		29	
アルミ缶	38		39		39		39		39	
無色ガラスびん	(合計) 21		(合計) 21		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 19	
	(引渡) 20	(独自処理) 1	(引渡) 20	(独自処理) 1	(引渡) 19	(独自処理) 1	(引渡) 19	(独自処理) 1	(引渡) 18	(独自処理) 1
茶色ガラスびん	(合計) 35		(合計) 35		(合計) 34		(合計) 33		(合計) 32	
	(引渡) 31	(独自処理) 4	(引渡) 31	(独自処理) 4	(引渡) 30	(独自処理) 4	(引渡) 29	(独自処理) 4	(引渡) 28	(独自処理) 4
その他ガラスびん	(合計) 13		(合計) 13		(合計) 13		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡) 12	(独自処理) 1	(引渡) 12	(独自処理) 1	(引渡) 12	(独自処理) 1	(引渡) 13	(独自処理) 1	(引渡) 13	(独自処理) 1
紙パック	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 7	
	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 7
段ボール	0		0		0		0		0	
その他紙製容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 55		(合計) 57		(合計) 60		(合計) 62		(合計) 65	
	(引渡) 55	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 60	(独自処理) 0	(引渡) 62	(独自処理) 0	(引渡) 65	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 144		(合計) 144		(合計) 144		(合計) 144		(合計) 144	
	(引渡) 144	(独自処理) 0	(引渡) 144	(独自処理) 0	(引渡) 144	(独自処理) 0	(引渡) 144	(独自処理) 0	(引渡) 144	(独自処理) 0
	(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0
(引渡) 0		(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

〔遠賀町〕

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	21		21		20		20		19	
アルミ缶	25		25		26		26		27	
無色ガラスびん	(合計) 14									
	(引渡) 13	(独自処理) 1								
茶色ガラスびん	(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 21		(合計) 21	
	(引渡) 19	(独自処理) 3	(引渡) 19	(独自処理) 3	(引渡) 19	(独自処理) 3	(引渡) 18	(独自処理) 3	(引渡) 18	(独自処理) 3
その他ガラスびん	(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 8		(合計) 8	
	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 7	(独自処理) 1	(引渡) 7	(独自処理) 1
紙パック	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6	
	(引渡) 0	(独自処理) 5	(引渡) 0	(独自処理) 5	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6
段ボール	0		0		0		0		0	
その他紙製容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 52		(合計) 54		(合計) 55		(合計) 57		(合計) 59	
	(引渡) 52	(独自処理) 0	(引渡) 54	(独自処理) 0	(引渡) 55	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 59	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 86		(合計) 85		(合計) 85		(合計) 85		(合計) 85	
	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 85	(独自処理) 0	(引渡) 85	(独自処理) 0	(引渡) 85	(独自処理) 0	(引渡) 85	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

直近年度の分別基準適合物等ごとの中間・遠賀リサイクルプラザの処理量に、過去5か年間の資源化処理増減率の平均増減率を乗じて得た数量。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の資源化量} \end{array} \right) \times \text{資源化平均増減率}$$

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	ビン・カン専用指定袋	委託業者による指定日回収	中間・遠賀リサイクルプラザで選別・圧縮・保管
アルミ缶			
無色びん			
茶色びん			
その他びん			
飲料用紙製容器	紙パック(拠点回収)	委託業者による随時収集	
段ボール	資源ごみ(集団回収)	民間古紙業者による回収	民間古紙業者による処理
その他の紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル(拠点回収)	委託業者による随時収集	中間・遠賀リサイクルプラザで選別・圧縮・保管
食品トレイ	食品トレイ(拠点回収)		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装専用指定袋	委託業者による指定日回収	

スチール缶・アルミ缶・茶色びん・その他びん・飲料用紙製容器・段ボール・紙製容器包装については、自治会や子供会による集団回収の取り組みを推進する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

定期収集並びに拠点回収した容器包装廃棄物(ビン・カン、飲料用紙製容器、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック製容器包装)は、中間・遠賀リサイクルプ

ラザにおいて選別・圧縮・保管しているが、必要に応じて施設整備についての検討を行う。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会・団体等の資源集団回収に対する支援を継続して実施する。
- ・容器包装廃棄物が分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、組合、関係市町の広報誌、ホームページ等を活用した広報を積極的に行う。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。